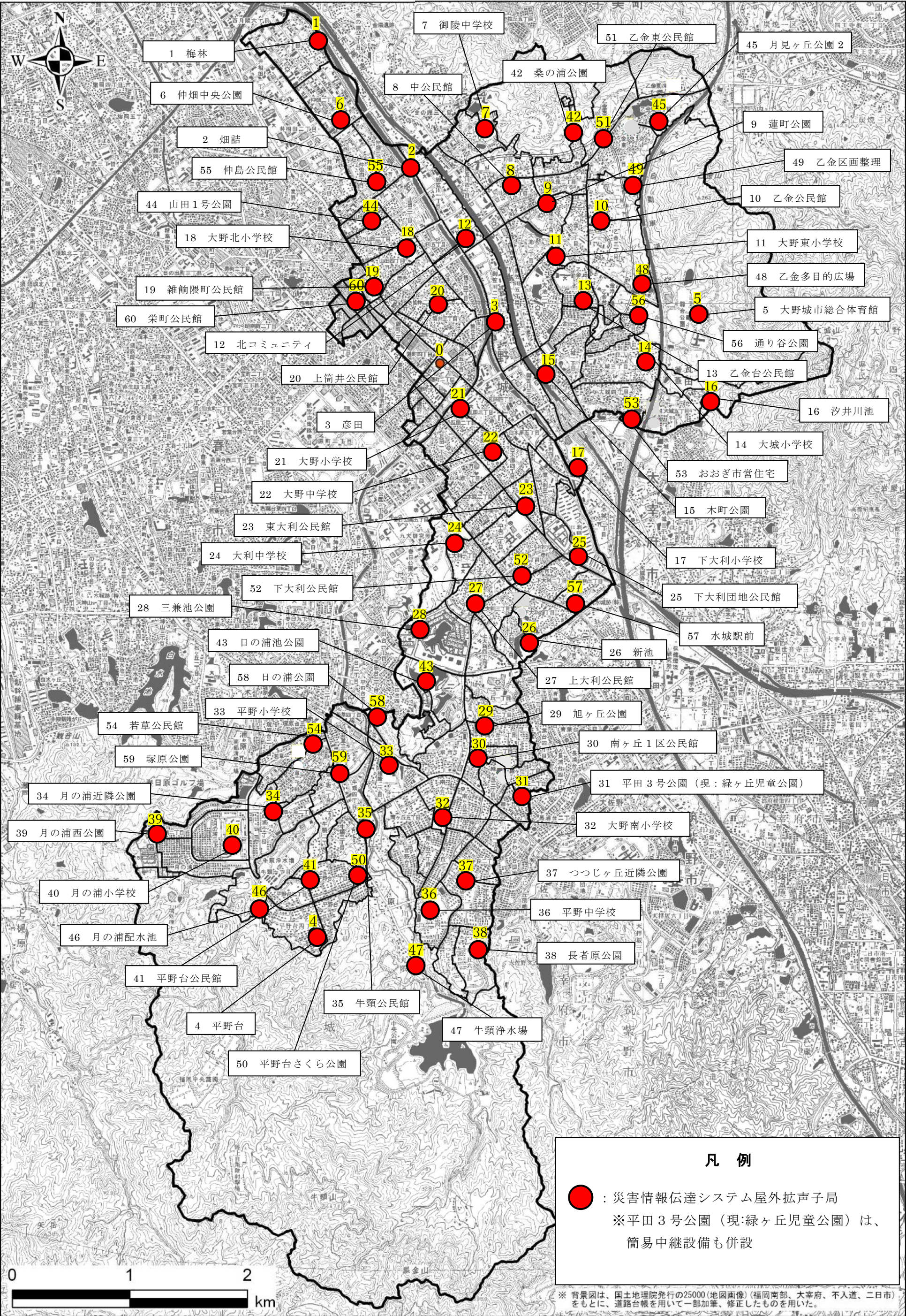


■災害情報伝達システム 屋外拡声子局設備 位置図



火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

の

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、
原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長に
あったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射
線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高い
と認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大き
く取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)
について報告をすること。

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取
り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明
した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において
発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域にお
いて同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべ
き救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が

高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合ににおいて、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領

1. 目的

この要領は、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

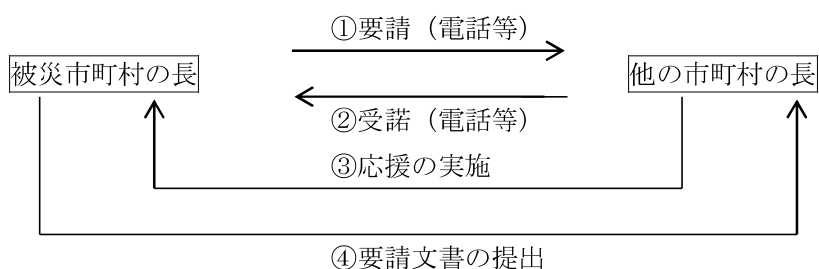
この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

3. 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

4. 応援要請の手続き及び応援の実施（協定第3条、第4条）

（1）個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第3条第1項、第4条第1項）の手続き等は、以下のとおりとする。



- ① 要 請 被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1、要領4ページ、以下「応援連絡表」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

—— 応援連絡表の記入例 ——

記入例1・単独 — 要請（要領7ページ）

- ② 受 諾 要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）を送信する。

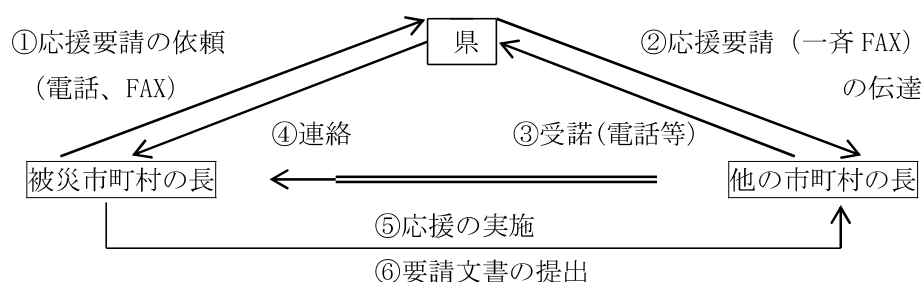
—— 応援連絡表の記入例 ——

記入例2・単独 — 受諾（要領8ページ）

③ 応援の実施 応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

④ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式 3、要領 6 ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。

（2）複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項）の手続き等は以下のとおりとする。



① 要請の依頼 被災市町村は、応援連絡表（様式 1、要領 4 ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災指導課）に電話（県防災行政無線又は N T T 電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線は N T T）送信する。

応援連絡表の記入例 記入例 3・広域 — 要請 1 （要領 9 ページ）

② 応援要請の伝達 県はファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。

原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

応援連絡表の記入例 記入例 4・広域 — 要請 2 （要領 10 ページ）
--

③ 受諾の連絡 応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災指導課）に電話（県防災行政無線電話又は N T T 電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又は N T T）送信する。

応援連絡表の記入例 記入例 5・広域 — 受諾 （要領 11 ページ）
--

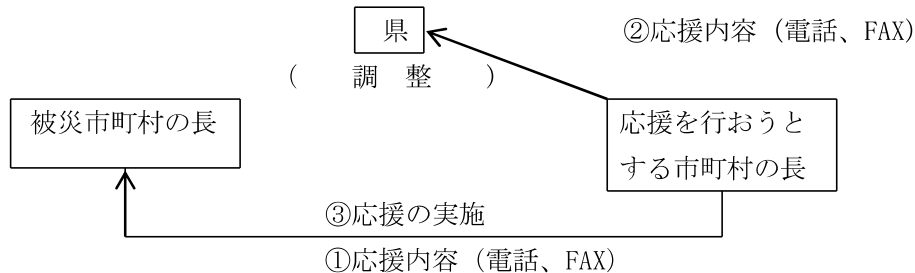
④ 受諾の連絡 県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線又はＮＴＴ）で連絡するとともに、応援連絡表をファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

⑤ 応援の実施 県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

⑥ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式 3、要領 6 ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

5. 自主応援（協定第 5 条）

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



① 応援内容の連絡 自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表（様式 2、要領 6 ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話（見防災行政無線又はＮＴＴ）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

応援連絡表の記入例

記入例 6・自主 — 応援（要領 12 ページ）

② 応援内容の連絡 自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話（県防災行政無線又はＮＴＴ）で連絡するとともに、応援連絡表（様式 2）をファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

（県による調整） 県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。

③ 応援の実施 応援連絡表に記載した応援内容を実施する。

災害時応援協定締結一覧

項目	協定名称 ※()内は締結日順の連番	締結先	締結日	内容	協定運用担当課 (災害時担当班)
相互応援協定	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定(3)	県内全市町村	平成17年4月26日	・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・被災傷病者の受入れ ・遺体の火葬のための施設の提供 ・ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供 ・ボランティアの受付及び活動調整	危機管理課 (本部班)
	岩手県奥州市及び福岡県大野城市災害時相互応援協定(28)	岩手県奥州市	平成29年3月23日	・応援職員の派遣 ・生活物資や資機材等の提供	危機管理課 (本部班)
	兵庫県芦屋市・福岡県大野城市災害時相互応援協定(33)	兵庫県芦屋市	平成29年11月14日	・応援職員の派遣 ・生活必需物資や資機材等の提供	危機管理課 (本部班)
	福岡県大野城市・熊本県菊池市災害時相互応援協定(35)	熊本県菊池市	平成30年8月16日	・応援職員の派遣 ・生活必需物資や資機材等の提供	危機管理課 (本部班)
医療・医薬品関連	大野城市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定(36)	一般社団法人 筑紫医師会	平成31年1月25日	・医療救護チームの派遣	健康課 (医療救護班)
	大野城市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定(39)	一般社団法人 筑紫薬剤師会	令和2年7月2日	・救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ・救護所等における医薬品の管理 ・医薬品等に関する相談業務 ・医薬品の確保への協力 ・避難所における公衆衛生管理・検査・助言 ・医療チームへの同行	健康課 (医療救護班)
	大野城市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定(39)	一般社団法人 筑紫歯科医師会	令和5年2月7日	・傷病者等への応急医療処置及び口腔ケア ・傷病者等の後方支援医療機関への転送の要否及び転送順位の決定及び転送支援 ・転送困難な傷病者及び軽易な傷病者等に対する歯科治療 ・被災住民等に対する歯科保健指導 ・遺体の身元確認作業に関する協力 ・甲が開設する救護所等への巡回歯科医療、口腔ケア、歯科保健指導等	健康課 (医療救護班)
食糧関連	災害時における物資の供給に関する協定(17)	筑紫農業協同組合	平成26年10月20日	・食料品、日用品等の物資の提供及び運搬	財政課 (財政調達班)
	災害時における支援協力に関する協定(24)	イオン九州㈱	平成28年8月18日	・食料品、日用品等の物資の提供及び運搬	財政課 (財政調達班)
	災害時における食料の供給に関する協定(25)	㈱リョーユーパン	平成28年12月5日	・食料品の提供及び運搬	財政課 (財政調達班)
		㈱ヤマキフーズ	平成28年12月5日		財政課 (財政調達班)
	災害時における食品及びアレルギー対応等特殊食品の供給に関する協定(40)	株式会社クロフッサン	令和3年3月29日	・食品及びアレルギー対応等特殊食品の提供及び運搬	財政課 (財政調達班)
生活必需品・日用品関連	災害時における物資の調達及び供給に関する協定(37)	株式会社グッディ	令和元年6月21日	・作業用品や日用品等の物資調達及び供給	財政課 (財政調達班)
	災害時における物資供給に関する協定(48)	NPOコメリ災害対策センター	令和5年10月30日	・作業用品や日用品等の物資調達及び供給	財政課 (財政調達班)
	災害発生時における応援生活物資の供給に関する協定書(54)	九州カートン株式会社 J/ボックス株式会社	令和7年8月26日	・段ボールベドの供給・搬送及び設置指導	危機管理課 (本部班)
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定(16)	㈱ゼンリン	平成26年10月7日	・備蓄用地図の提供 ・複製利用許諾の提供 ・WEB住宅地図の提供	危機管理課 (本部班)
	災害時における物資の調達及び供給に関する協定(37)	株式会社グッディ	令和元年6月21日	・作業用品や日用品等の物資調達及び供給	財政課 (財政調達班)

項目	協定名称 ※()内は締結日順の連番	締結先	締結日	内容	協定運用担当課 (災害時担当班)			
災害応急活動支援・避難所関連	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定(8)	福岡県職員研修所 福岡県自治振興組合	平成25年2月1日	・避難所開設及び運営協力	福祉サービス課 (福祉班)			
	大野城市における大規模な災害時の応援に関する協定(9)	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所	平成25年8月23日	・所管施設の被害状況の把握 ・情報連絡網の構築 ・現地情報連絡員(リエゾン)の派遣 ・災害応急措置	危機管理課 (本部班)			
	筑紫中央高校の避難所利用に関する協定(10)	福岡県立筑紫中央高等学校	平成25年9月27日	・避難所としての施設利用	教育総務課 (避難対策班)			
	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定(11)	株式会社ウェルフェアネット グループホーム さわかテラス大野城中央 株式会社ウェルフェアネット グループホーム さわかテラス大野城 株式会社 裕生堂 グループホーム 陽だまり倶楽部東大和 株式会社 裕生堂 グループホーム 陽だまり倶楽部 株式会社 裕生堂 有料老人ホーム 木もれ日の館 特定医療法人社団三光会 介護老人保健施設カトレア	平成25年12月18日	・福祉避難所開設、運営 ・災害時要援護者の受入れ	介護支援課 (福祉班)			
		株式会社シンダー ラ・ナシカ おとがな			介護支援課 (福祉班)			
		株式会社データベース グループホーム 我妻			介護支援課 (福祉班)			
		医療法人同仁会 介護老人保健施設くすの郷			介護支援課 (福祉班)			
		株式会社のいえ のいえ大野城南			介護支援課 (福祉班)			
		ヒューマンライフケア株式会社 ヒューマンライフケア 大野城の宿 社会福祉法人宝満福祉会 グループホーム 宝満ラポール大野城 社会福祉法人悠生会 特別養護老人ホーム 悠生園			介護支援課 (福祉班)			
		大野城市内における災害時の応急対策業務に関する基本協定(13)			筑紫地区ビル管理事業協同組合	平成26年4月9日	応急対策業務での清掃・消毒等の処置等	危機管理課 (本部班)
		災害時における福祉避難所施設利用に関する協定(18)			障害者支援施設 まどか園	平成27年1月28日	・福祉避難所開設、運営 ・災害時要援護者の受入れ	介護支援課 (福祉班)
					はまゆうワークセンター大野城			介護支援課 (福祉班)
					パルテールはまゆう			介護支援課 (福祉班)
	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定(21)	社会福祉法人仁風会 グループホーム オリーブ	平成27年12月9日	・福祉避難所開設、運営 ・災害時要配慮者の受入れ	介護支援課 (福祉班)			
	災害時における避難所等の支援に関する協定(23)	NPO法人共働きのまち大野城	平成28年4月1日	・コミュニティセンターを避難所等として利用する際の開設及び運営の支援	各地域行政センター (避難対策班)			
	災害時における避難所等の支援に関する協定(29)	公益財団法人大野城市スポーツ協会	平成29年6月12日	・避難所開設、運営 ・物資集配拠点の開設 ・臨時ヘリポートの開設	スポーツ課 (避難対策班)			
	災害時における避難所等の支援に関する協定(42)	各区自主防災組織	令和4年4月1日	・避難所運営支援	危機管理課 (本部班)			
	ボランティア活動	災害時におけるボランティアセンターの設置及び福祉避難所の支援に関する協定(22)	社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会	平成27年12月18日	・災害ボランティアセンターの設置 ・福祉避難所の支援	福祉サービス課 (福祉班)		
	緊急輸送	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定(34)	佐川急便㈱筑紫野営業所 ヤマト運輸㈱大野城支店	平成30年3月19日	・物資集配拠点の管理、運営 ・物資集配拠点から避難所等への物資輸送 ・必要資機材の貸与と作業者の派遣 ・物資集配拠点として営業所等の活用 ・災害対策本部等への社員の派遣(物資輸送等に関する連絡調整や助言)	財政課 (財政調達班)		
		災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定(46)	九州福山通運株式会社	令和5年10月3日	・避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施 ・配送時における被災者の物資ニーズの収集 ・市から指示のあった物資集配拠点における荷役作業の実施 ・荷役作業に必要な人員及び機材の提供	財政課 (財政調達班)		
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定(49)		九州西濃運輸株式会社	令和5年11月16日	・避難所等への支援物資の配送 ・被災者の物資ニーズの収集 ・物資集配拠点における荷役作業の実施 ・荷役作業に必要な人員及び機材の提供	財政課 (財政調達班)			
一般廃棄物の処理に関する相互協力協定(2)		福岡市、春日市、筑紫野市、太宰府市、那珂川町、春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合、両筑衛生施設組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	平成14年7月1日	地震、風水害等や処理施設の事故等により一般廃棄物の適正な処理が困難となったときの相互協力による一般廃棄物(し尿(浄化槽汚泥を含む。))及びごみ)の円滑な処理	循環型社会推進課 (環境班)			
廃棄物	災害時におけるし尿の収集運搬の協力に関する協定(12)	筑紫野市、春日市、太宰府市、那珂川町、筑前環境整備事業協同組合	平成26年4月1日	し尿及び浄化槽汚泥その他の汚水の収集運搬	循環型社会推進課 (環境班)			
	災害廃棄物処理等に関する協定(32)	公益社団法人福岡県産業資源循環協会	平成29年8月28日	・災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処分 ・災害廃棄物仮置場の管理運営	循環型社会推進課 (環境班)			
	災害等緊急事態における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定(51)	筑紫野市、春日市、太宰府市、那珂川市、筑紫地区清掃事業協議会	令和6年3月1日	・災害廃棄物等の撤去 ・災害廃棄物等の収集及び運搬 ・災害廃棄物等の処分 ・処理に必要な資機材の提供、運搬及び操作	循環型社会推進課 (環境班)			

災害時応援協定締結一覧

項目	協定名称 ※()内は締結日順の連番	締結先	締結日	内容	協定運用担当課 (災害時担当班)
道路・河川等公共施設	災害時における応急対策業務に関する協定(5)	大野城市土木協力会	平成20年2月12日	・人命救助のための障害物の除去作業 ・市管理道路、河川、上下水道、建築物等の施設の機能確保等のための応急復旧作業 ・水害防衛のための応急措置作業 ・建設資機材及び労力の調達及び輸送	建設管理課 (建設対策班)
		大野城市建設協力会			
		筑紫舗装協力会			
		南福岡管工事共同組合			
		大野城市緑化推進協議会			
		大野城市電友会			
	大野城市内における災害時等応急対策測量設計業務に関する基本協定(14)	一般社団法人筑紫地区建設コンサルタンツ協会	平成26年4月22日	応急復旧工事での測量・設計等	建設管理課 (建設対策班)
	災害時における応急対策の協力に関する協定(20)	三和シャッター工業㈱	平成27年3月18日	・公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理	危機管理課 (本部班)
	災害時における車両の移動等に関する協定(53)	有限会社吉田自動車	令和6年10月10日	・車両の移動、やむを得ない範囲での破損 ・車両の移動を行った際の記録の作成	危機管理課 (本部班)
		エートス協同組合			
インフラ復旧	災害時における相互協力に関する協定(1)	日本郵便株式会社 博多南郵便局	平成12年11月27日	・所有・管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取り扱い及び救済対策並びに避難場所への臨時郵便差出箱の設置	危機管理課 (本部班)
	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定(31)	西日本電信電話㈱ 福岡支店	平成29年8月25日	・非常用電話(特設公衆電話)の設置	危機管理課 (本部班)
水道	水道災害時における相互応援に関する協定(4)	春日那珂川水道企業団 太宰府市水道事業 筑紫野市水道事業	平成19年8月1日	・応急給水活動 ・応急復旧活動 ・応急復旧用資機材の提供	企業総務課 (上下水道部)
	福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定(6)	福岡市、福岡市水道事業管理者、筑紫野市、太宰府市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、前原市、二丈町、志摩町、福岡地区水道企業団、山神水道企業団、宗像地区事務組合、春日那珂川水道企業団	平成21年7月23日	・応急給水活動 ・応急復旧活動 ・応急給水資機材及び応急復旧資機材の提供 ・応援送水	企業総務課 (上下水道部)
	北部福岡緊急連絡管の運用に関する協定(7)	福岡県、北九州市、福岡都市圏広域行政推進協議会	平成23年3月31日	・応援送水	企業総務課 (上下水道部)
	災害時における復旧支援協力に関する協定(27)	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 九州支部 福岡県部会事務局	平成29年3月17日	・下水道施設の応急復旧に必要な業務(巡視、点検、調査、清掃、修繕)	上下水道工務課 (上下水道部)
	燃料供給	増田石油株式会社	令和4年7月6日	・公用車への優先給油	財産管理課 (財政調達班)
葬祭用品・遺体搬送等	災害時における協力に関する協定書(41)	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	令和3年5月13日	・遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供 ・遺体を安置する施設(葬儀場等)の提供 ・遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送 ・避難場所の提供 ・避難所における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等(弁当等)の提供	循環型社会推進課 (環境班)
		有限会社大野城葬祭			
		有限会社七福祉			
放送	災害時における情報伝達等に関する基本協定(19)	九州テレ・コミュニケーションズ㈱(ケーブルステーション福岡)	平成27年2月20日	・コミュニティチャンネルのデータ放送への情報配信 ・臨時放送枠、第2コミュニティチャンネルの開放 ・大野城市御笠川事務所の提供 ・大野城コミュニティWi-Fiの災害専用SSIDの開放	プロモーション推進課 (広報・報道班)
	防災パートナーシップに関する協定(38)	九州朝日放送株式会社	令和元年7月29日	・市民に有益な情報の迅速な提供	プロモーション推進課 (広報・報道班)
情報発信	災害に係る情報発信等に関する協定(15)	ヤフー㈱	平成26年9月3日	・市ホームページキャッシュサイトの掲載 ・各種防災情報の掲載	プロモーション推進課 (広報・報道班)
外国人支援	災害時における外国人支援への協力に関する協定(26)	大野城市国際交流協会	平成29年1月30日	・避難所における通訳ボランティアの派遣 ・外国語での災害情報提供の支援	コミュニティ文化課 (地域対策班)
車両	災害時における電動車両の支援に関する協定(47)	九州三菱自動車販売株式会社	令和5年10月25日	・電動車両の貸与 ・平時における本市防災訓練等への参加	財産管理課 (財政調達班)
		三菱自動車工業株式会社			
法律相談等 (被災者支援)	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定(50)	福岡県行政書士会	令和5年12月4日	・被災者支援相談センターの開設 ・本市への行政書士の派遣	市税課、納税課、福祉サービス課 (輸送・調査班、福祉班)
資機材等リース	災害時における応急対策用資機材の調達・設置等に関する協定	大和産業株式会社	令和6年9月30日	・避難所等への物資(資機材等)の配送 ・資機材等の設置	財政課 (財政調達班)
		株式会社あすでい			
		福尾産業株式会社			
	災害時における資機材調達に関する協定	株式会社ショージ	令和7年1月14日		
住まい	災害時における建物等に係る各種支援・協力に関する協定	株式会社レンタルのニッケン福岡営業所	令和6年10月21日	・応急危険度判定士の派遣及び応急危険度判定の実施 ・指定避難所の緊急点検への協力 ・住宅の相談窓口の設置	財政課、財産管理課 (公共施設被書調査班、財政調達班)
		住宅流通促進協議会	令和7年8月20日		

災害時における食料供給協力に関する協定

福岡県(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)
は、災害時における応急食糧の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、福岡県内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書を持って要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 協力を要請する事由
- (2) 供給を必要とする食糧の種類及び数量
- (3) 協力を必要とする期間及び納入場所
- (4) その他必要な事項

(協力)

第2条 乙は、前条により甲の食糧供給の要請を受けたときは、食糧の供給に積極的に協力し、甲の指定する場所に必要数量を納入するものとする。

(費用弁償)

第3条 この協定に基づく協力のため要した費用は、甲が負担する。ただし、甲が負担すべき食糧の価格は、甲乙双方が協議の上、災害発生時直前における適正な価格とする。

(細目)

第4条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

平成7年6月30日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県
代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 所在地
名称
代表者

食糧供給協力協定締結業者一覧

地 区	名 称	所 在 地	T E L	備 考	供給可 能食数
北九州市	(株)東筑軒	北九州市八幡西区堀川町4番1号	093-601-2345	おにぎり	10,000
	北九州駅弁当(株)	北九州市小倉北区下富野3丁目 6-3	093-531-0030	おにぎり	2,000
	クラウン製パン(株)	北九州市小倉北区泉台 4-4-41	093-651-5559	パ ン	20,000
福 岡 市	中尾フーズ(株)	福岡市博多区住吉2丁目5番 17 号	092-281-4429	おにぎり	10,000
大野城市	(株)リョーユーパン	大野城市旭ヶ丘1丁目7ー1	092-596-2111	パ ン	10,000
大牟田市	(有)菓舗だいふく	大牟田市長田町7番地	0944-53-3333	パ ン	3, 000

合計 55,000

* 食料供給可能食数については、発生後24時間以内に生産できる数量である。
ただし、発注する時期や時間帯により、供給可能数量が変動する。

6 5 災害時における食糧等物資の供給に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは災害救助に必要な食糧等物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 福岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 福岡県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。ただし、乙の加盟店への商品供給を優先すること、物流ラインの断絶等により、物資の供給が不能又は遅延する場合があることを、甲は予め承諾するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資供給可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行なうことを予め承諾する。
- 5 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

（費用）

第6条 乙が供給した物資の代金及び引渡し場所までの運搬に係る実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）

第7条 第6条第1項に係る費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に甲又は甲の指定する地方自治体から乙に支払うものとする。ただし、期限内の支払いができない場合は、第11条に基づき協議を行うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（その他）

第10条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年 3月28日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 大阪府吹田市豊津町9番1号
株式会社ローソン
代表取締役社長 新浪 剛

(注) 福岡県は同様の協定を株式会社セブーンイレブン・ジャパンと締結している。

福岡県の災害時連携協定締結団体等一覧

項目	協定名	協定相手	主な内容
医療・医薬品関連	災害時の医療救護活動に関する協定	(公社)福岡看護協会	被災した市町村への看護師等の派遣
		(公社)福岡県医師会	医療救護班(JMAT福岡)を、避難所又は災害現場等に設置する救護所に派遣し、トリアージ等の医療救護を実施
		(公社)福岡県薬剤師会	薬剤師班を、救護所及び医薬品集積場所等に派遣し、調剤や服薬指導等の医療救護活動を実施
	災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)の運用等に関する協定	(公社)福岡県薬剤師会	災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)の派遣
	災害派遣医療チームの派遣に関する協定	(独法)国立病院機構九州医療センター 福岡県済生会福岡総合病院 福岡大学病院 九州大学病院 北九州市立八幡病院 北九州総合病院 飯塚病院 久留米大学病院 聖マリア病院 福岡赤十字病院 福岡和白病院 福岡記念病院 福岡青洲会病院 福岡東医療センター 済生会二日市病院 朝倉医師会病院 大牟田市立病院 田川市立病院 産業医科大学病院 北九州市立医療センター 健和会大手町病院 九州厚生年金病院 新小文字病院 新行橋病院 小波瀬病院 ヨコクラ病院 九州労災病院 筑後市立病院 福岡徳洲会病院 戸畑共立病院 宗像水光会総合病院	災害派遣医療チーム(福岡県DMAT)を、災害現場等へ派遣し、救命措置を実施
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)福岡県歯科医師会	歯科医療救護班を、避難所又は災害現場等に設置する救護所に派遣し、歯科医療救護を実施
	ふくおか災害派遣精神医療チームの派遣に関する協定	(一財)福岡県精神科病院協会 九州大学病院 福岡大学病院 久留米大学病院 産業医科大学病院 (一財)医療・介護・教育財団	ふくおか災害派遣精神医療チーム(福岡県DPAT)を、災害現場等へ派遣し、被災した精神科医療機関に対する専門的支援等を実施
	災害時の健康管理支援活動に関する協定	(公社)福岡県医師会	保健師や栄養士を派遣し、避難所等で保健指導等を実施
	福岡県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	福岡県災害派遣福祉チームを被災地等に派遣し、高齢者、障がいのある者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人等要配慮者に対して適切な福祉支援を実施
	災害時における医療ガス等の供給に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会九州地域本部	県が指定する場所へ、医療ガス等(資機材等を含む)を供給
	災害時における医薬品等の供給に関する協定	福岡県医薬品卸業協会 福岡県医療機器協会	県が指定する場所へ、医薬品等を供給
食糧関連	災害時における食糧供給協力に関する協定	(株)東筑軒 (株)リョーパ	県が指定する場所へ、食糧(おにぎり、パン)を供給
	災害時における食糧等物資の供給に関する協定	(株)ローソン (株)セブン-イレブン・ジャパン	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、食糧等(食料品、飲料水、日用品等)を供給
	災害時における物資の供給に関する協定	全国農業協同組合連合会福岡県本部	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、物資(コメ、インスタント食品、レトルト食品、肉類、調味料、飲料水等)を供給
		(公財)福岡県学校給食会	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、物資(パン、米飯、精米、副食等)を供給
		福岡県パン共同組合連合会 全日本パン共同組合連合会九州ブロック(3者協定)	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、物資(パン、米飯等)を供給
	災害時における飲料水供給に関する協定	(株)伊藤園	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、飲料水を供給
		(株)アベックス西日本	近隣住民が県庁舎に避難した場合等において、地下1階自販機の飲料水等を供給
生活必需品・日用品関連	災害時における物資供給協力に関する協定	九州百貨店協会	県が指定する場所へ、寝具、被服、炊事道具、食器、保育用品、光熱材料(マッチ、ローソク、簡易コンロ等)、日用品を供給
	災害時における物資の供給に関する協定	イオン九州(株) (株)イスマ (株)サンア (株)西鉄ストア (株)ミスターマックス	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、衣料等、日用品、炊事道具、光熱材料等を供給
	災害時における物資の供給に関する協定	嘉穂無線(株)【グッデイ】 (株)ナフコ NPO法人コメリ災害対策センター	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、資材(ブルーシート、レジャーマット、ロープ、テント等)、衣料等(軍手、長靴等)を供給

項目	協定名	協定相手	主な内容
生活必需品・日用品関連	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	(株)アクトイ 太陽建機レンタル(株) (株)レンタルのニッケン	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、レンタル機材(移動トイレ、発電機等)を供給(レンタル)
	災害時における物資(福祉用具)の調達及び供給に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、福祉用具を供給
	避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定書	NPO法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	県又は市町村と協定相手が協議の上で指定する場所へ、避難所用間仕切りシステムを供給
	災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定書	南日本ダンボール工業組合	県と協定相手の会員企業が協議の上で指定する場所へ、段ボール製品(ベッド、シート、間仕切り等)を供給
	災害時における物資の供給に関する協定	ユニ・チャームプロダクツ(株)	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、生活必需品(生理用品、紙おむつ、マスク)を供給
	災害時における量の供給に関する協定書	福岡県畳工業組合	県が指定する場所へ、避難所等で使用する畳を供給
災害応急活動支援・避難所関連	災害時における避難所及び応急仮設住宅等への什器・備品等の供給協力に関する協定書	(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、避難所や仮設住宅等で使用する什器・備品を供給(レンタル)
	災害時等における被災した高齢者福祉施設等への応援等に関する協定	福岡県老人福祉施設協議会 (公社)福岡県介護老人保健施設協会 (公社)北九州高齢者福祉事業協会	被災した高齢者福祉施設等への応援(被災施設入所者一時受入、物資提供、車両提供、資機材提供等)を実施
	災害時における支援・協力に関する協定	福岡県農業協同組合中央会	応急生活物資の調達やボランティア活動への支援等に係る会員組合に対する連絡調整、指導、要請を実施
	災害時における県民生活安定に関する基本協定	福岡県生活協同組合連合会	応急生活物資の調達、医療・保健活動、ボランティア活動への支援等に係る会員生協に対する、連絡調整、指導、要請を実施
	災害時におけるリース機材の供給に関する協定	九州建設機械器具リース業協会福岡県支部	県と協定相手が協議の上で指定する場所へ、レンタル機材(移動トイレ、発電機等)を供給(レンタル)
	災害時における復旧応援業務に関する協定	(公社)福岡県ビルメンテナンス協会	公共建築物(学校、公民館等)の清掃、消毒等を実施
	災害時における福祉避難所等への福祉等専門人材の派遣に係る協定	(公社)福岡県介護支援専門員協会 (公社)福岡県介護福祉士会 (一社)福岡県言語聴覚士会 (公社)福岡県作業療法協会 (公社)福岡県社会福祉士会 福岡県手話の会連合会 (社)福岡県聴覚障害者協会 (公社)福岡県理学療法士会	専門人材を派遣し、福祉避難所等での生活において特別な配慮が必要な者を支援
	災害時における応援協力に関する協定	福岡県環境福祉関連事業協同組合	①避難所の設置 ②避難所への物資搬入、搬出、仕分け
	災害時における避難所生活環境向上に係るカーペットタイル等の提供に関する協定書	(一社)日本カーペットタイルセット協会	避難所におけるカーペットタイルのレンタル、設置、避難所清掃の助言
ボランティア活動	災害ボランティア活動の連携支援に関する協定	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 災害支援ふくおか広域ネットワーク	災害時における情報共有会議の開催、連携支援等
緊急輸送	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	日本通運(株)福岡支店 九州西濃運輸(株) 九州福山通運(株) 久留米運送(株) (株)博運社 (株)ランテック 丸善海陸運輸(株) 三友通商(株) 佐川急便株式会社九州支社 (公社)福岡県トラック協会 (一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク	支援物資等の緊急輸送
	災害時の緊急輸送に関する協定書	(一社)福岡県バス協会	①被災者(観光客等帰宅困難者を含む)の輸送 ②災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送 ③ボランティアの輸送 ④その他バスによる支援(車両のみの貸与含む)
	災害時における緊急輸送に関する協定	(一社)福岡県タクシー協会 (一社)福岡市タクシー協会 (一社)北九州タクシー協会 福岡県筑豊地区タクシー協会 福岡県筑後地区タクシー協会	①被災者等(観光客等帰宅困難者を含む)の輸送 ②災害応急対策に必要な要員の輸送 ③その他、災害時において県が必要と認める緊急輸送
物資の保管、荷役等	災害時における緊急支援物資の保管及び荷役等に関する協定	福岡県倉庫協会	支援物資の保管・荷役の実施、物流に関する専門的な知識を有する者の派遣
	災害時における物資の保管及び荷役等に関する協定	福岡県冷蔵倉庫協会	支援物資の保管・荷役の実施、物流に関する専門的な知識を有する者の派遣

項目	協定名	協定相手	主な内容
徒歩帰宅者支援	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	ミニストップ(株) 福岡県石油商業・協同組合 (公社)福岡県危険物安全協会 (株)エコストア (株)セブンイレブン・ジャパン (株)デイリーヤマザキ (株)ファミリーマート (株)ポプラ (株)ローソン (株)吉野家 JR九州リール(株)【ampm】 福岡トヨペット(株) (株)モスフードサービス (株)ダスキン ロイヤルホールディングス(株) ネットヨタ福岡(株) (株)茗番屋 (株)トヨタレンタリース福岡 (株)トヨタレンタリース博多 ネットヨタ西日本(株) 福岡トヨタ自動車(株) トヨタカローラ博多(株) トヨタカローラ福岡(株) ネットヨタ北九州(株) トヨタ部品福岡共販(株)	徒歩帰宅者に対し、支援ステーションとしての支援(水、トイレ、道路情報の提供)を実施
廃棄物	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)福岡県産業資源循環協会 福岡県環境整備事業協同組合連合会 (一社)福岡県解体工事業協会 福岡県清掃事業協同組合連合会	災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分を実施
	災害時における障害物除去等の協力に関する協定	全日本高速道路レッカー事業協同組合	応急復旧活動を阻害する障害物の除去等を実施
住まい	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)フレハブ建築協会	応急仮設住宅の建設
	災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定	福岡県建築物災害対策協議会	①災害時の緊急パトロール、建築物への応急措置 ②木造応急仮設住宅の建設 ③被災住宅の応急修理
	災害時における木造応急仮設住宅の建設及び物資の供給に関する協定書	タマホーム(株)	①木造応急仮設住宅の建設 ②ブルーシート、ヘルメット、飲料水等の応急資材の供給
	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)日本木造住宅産業協会 (一社)全国木造建設事業協会	木造応急仮設住宅の建設
	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)福岡県宅地建物取引業協会	被災者向け敷金・礼金なしを条件とした民間賃貸住宅の確保及び賃貸借契約手続の代行
	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	独立行政法人住宅金融支援機構	①被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に対応する窓口の設置 ②県民のすまいに関する「復興に資する情報」を提供し、県等が行う施策実施上の課題調整を実施
	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	民間賃貸住宅の提供
	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定	(一社)災害復旧職人派遣協会	損壊した屋根の応急修理
宿泊施設の提供	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合	要配慮者への旅館、ホテル等の宿泊施設の提供
高速道路施設	福岡県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定	西日本高速道路(株)	防災・災害対策、観光・文化・産業振興、環境保全、交通安全、技術交流等について連携
	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書		①SA、PAの防災拠点としての利用 ②緊急開口部を活用した緊急車両の通行 ③災害対策等に係る資機材および物資の提供 ④災害情報等の共有 ⑤土木技術等に対する支援
道路・河川等公共施設	風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書	県内建設業者	道路、河川等の公共施設被災時の緊急対策工事
	大規模災害時における災害応急対策支援業務に関する協定書	(一社)福維会	道路のり面等の被害状況調査等
	大規模災害時における交通安全施設に関する支援協定	(一社)福岡県交通安全施設業協会	①資機材(標示板、保安灯、防護柵、土のう等)の貸与 ②交通安全施設工事
	大規模災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定	(一社)プレスト・コンクリート建設業協会九州支部	コンクリート橋等の被害状況調査や技術的助言・提案を実施
	大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定	(一社)福岡県測量設計コンサルタツ協会	県が所管する公共土木施設等の被害状況調査や技術的助言等を実施
インフラ復旧	災害時における停電復旧作業の連携等に関する協定	九州電力(株) 九州電力送配電(株)	災害発生時の大規模停電の復旧に係る道路啓開作業の協力等
	災害時における通信障害復旧作業の連携等に関する協定	西日本電信電話(株)	災害発生時の大規模通信障害の復旧に道路啓開作業の協力等
下水道施設	下水道管路施設に関する災害支援協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の緊急点検、一次調査、二次調査、緊急措置及び応急復旧に関する業務

項目	協定名	協定相手	主な内容
下水道施設	自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定	(一社)日本下水道施設業協会	下水道機械・電気設備の緊急工事
	福岡県・日本下水道事業団災害支援協定	地方共同法人日本下水道事業団	①災害の状況を確認するために行う現地調査 ②公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成 ③協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事 ④災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成(作成のために行う現地調査を含む。)及び災害査定への立会
工業用水施設	災害時における工業用水道の応急対策業務等に関する協定	中間市管工事協同組合	鞍手・宮田工業用水道の応急対策業務等を実施
LPガス	災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定	(一社)福岡県LPガス協会	公共施設などの避難所等へのLPガスを優先供給
電気設備等	災害時における電気設備等機能復旧に関する協定	(一社)福岡電業協会 福岡県電気工事業工業組合	県庁舎・市町村庁舎・避難所等の電気設備等が被災した場合の復旧作業
	災害時における冷凍空調設備等の応急対策に関する協定書	西日本冷凍空調工業会	冷凍空調設備等の安全点検、復旧支援等
農林水産施設	風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書	県内建設業者	農林水産部の管理する公共施設等の機能保持、復旧等
	風水災害時の緊急対策工事等に関する協定	県内建設業者	風水災害時の緊急対策工事の実施
燃料供給	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	福岡県石油商業組合	県が指定する緊急通行車両・重要施設等への石油類燃料の優先供給
車両	災害時における電動車両等の支援に関する協定	九州三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)	電源車両等の貸与
葬祭用品、遺体搬送等	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関する協定	福岡県葬祭業協同組合 北九州葬祭業協同組合 福岡県遠賀葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	①葬祭用品等の供給及び役務の提供 ②遺体安置施設等の提供 ③遺体の搬送
救助犬	災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定	NPO法人九州災害救助犬協会 NPO法人日本レスキュー協会	災害救助犬の出動及び捜索活動
愛護動物の支援	災害時における愛護動物の救護に関する協定	(公社)福岡県獣医師会	負傷した愛護動物(犬・猫)の治療、保護、収容及び健康管理等に関する支援
住家被害認定調査・法律相談等	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	福岡県行政書士会	①福岡県行政書士会による被災者支援相談センターの開設 ②県又は市町村への行政書士の派遣 等
	災害時における復興支援に関する協定	福岡県土地家屋調査士会 公益社団法人福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	①市町村が実施する住家の被害認定調査業務への支援 ②不動産登記及び境界問題等の相談業務の実施 等
	災害時における法律相談業務等に関する協定	福岡県弁護士会	①県が実施する無料法律相談会への弁護士の派遣 ②弁護士会が実施する災害ADR業務に係る会場の提供 等
放送	災害に関する対策のための放送要請に関する協定	日本放送協会(福岡放送局、北九州放送局) (株)テレビ西日本 (株)福岡放送 (株)エフエム福岡 九州朝日放送(株) アール・ケー・ビー毎日放送(株) (株)ティー・エックス・エヌ九州 (株)CROSS FM (株)ラブエフエム国際放送	災害に関する対策のための放送要請
情報発信	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	「Yahoo!防災速報」を活用した県から住民への防災情報の発信
警備業務	大規模な災害発生時における交通誘導その他の警備業務に関する協定	(一社)福岡県警備業協会	①緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務 ②避難場所その他の被災地における警戒活動警備業務
業務継続計画策定支援	福岡県の地域防災力向上の相互協力に関する協定書	三井住友海上火災保険(株)	①市町村の業務継続計画の策定に係る支援 ②福岡県の防災への取組に関する情報発信 等
外国人支援	福岡県災害時多言語支援センターの設置・運営に係る協定書	(公財)福岡県国際交流センター	①被災市町村の外国人支援に係る通訳・翻訳等の支援 ②多言語による災害関係情報の提供
原子力防災	原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定	九州電力(株)	玄海原子力発電所で事故等が発生した場合における情報提供に関すること
総合的な協定	災害時等における総合的支援体制に関する協定	伊藤忠商事(株) (株)ファミリーマート 伊藤忠エネクス(株) (株)エコア アイ・ティ・シーネットワーク(株)	避難所等への食糧等の供給 緊急車両への優先給油等 避難所等へのLPガスの供給等 災害時の伝言ダイヤル等の住民への普及啓発
	福岡県とイオン株式会社との包括提携協定	イオン(株)	地域防災への協力や地域の安全・安心など14の広範な分野での連携強化

項目	協定名	協定相手	主な内容
包括提携	福岡県と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬(株)福岡支店	災害時における被災者への健康貢献・協力や県民の健康づくり・食育の推進など4の広範な分野での連携強化
	福岡県と大塚製薬株式会社との包括連携に関する覚書	大塚製薬(株)福岡支店	県と協定相手が協議の上指定する場所へ、飲料、食糧を供給
	福岡県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との包括提携協定	損害保険ジャパン日本興亜(株)	防災・災害時や地域の安全・安心の協力など6の広範な分野での連携強化
	福岡県と福岡県トヨタ自動車販売店・トヨタレンタリース店・トヨタ部品共販店との包括提携協定	福岡トヨタ自動車(株) 福岡トヨペット(株) トヨタカローラ博多(株) トヨタカローラ福岡(株) ネッツトヨタ北九州(株) ネッツトヨタ福岡(株) ネッツトヨタ西日本(株) (株)トヨタレンタリース福岡 (株)トヨタレンタリース博多 トヨタモビリティパーク(株)九州北部統括支社	防災・災害時の協力や交通安全対策など6の広範な分野での連携強化
	災害時における輸送車両の貸し出しに関する実施要領	福岡トヨタ自動車(株) 福岡トヨペット(株) トヨタカローラ博多(株) トヨタカローラ福岡(株) ネッツトヨタ北九州(株) ネッツトヨタ福岡(株) ネッツトヨタ西日本(株) (株)トヨタレンタリース福岡 (株)トヨタレンタリース博多	県内外の被災地へ向かうための輸送車両の貸与
	災害時におけるPHV車両による給電に関する実施要領	福岡トヨタ自動車(株) 福岡トヨペット(株) トヨタカローラ博多(株) トヨタカローラ福岡(株) ネッツトヨタ北九州(株) ネッツトヨタ福岡(株) ネッツトヨタ西日本(株) (株)トヨタレンタリース福岡 (株)トヨタレンタリース博多	避難所や庁舎等でのPHV車両による給電
	福岡県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括提携協定	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	防災・災害時の協力や地域の安全・安心に関することなど5の広範な分野での連携強化
	福岡県とANAホールディングス株式会社との包括提携協定	ANAホールディングス(株)	防災・災害時の協力や観光振興及び県産品振興に関することなど8の広範な分野での連携強化

※ 米穀の応急供給については、「災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定」が平成22年10月に廃止されたが、「米穀の買入・販売等に関する基本要領」等に基づき、水田農業振興課で政府所有米穀を引き続き買入れることができる。

(令和3年11月10日現在)

「福岡県災害緊急情報自動配信システム」の概要

1 趣 旨

近年、多発する大規模災害において、住民への避難勧告など災害緊急情報の迅速・確実な伝達の重要性が改めて認識されました。

このため福岡県では、住民への一斉通報の手段である防災行政無線や「ふくおかコミュニティ無線」の整備を進めるとともに、電子メールで防災情報を提供する「防災メール・まもるくん」を立ち上げるなど、災害情報の伝達体制を整備してきました。

今回、その伝達体制強化の一つとして、市町村長が行った避難勧告・指示の情報を、県が放送業者に自動的に配信するシステムを構築しました。

全国でも初めてとなる県と放送事業者が連携したこの取り組みにより、高い情報伝達能力を持つ放送事業者に福岡全域の災害情報が直ちに提供されることとなり、県民への災害緊急情報の伝達体制がさらに強化されます。

2 システムの概要

- (1) システム名称 : 「福岡県災害緊急情報自動配信システム」
- (2) システム運用者 : 福岡県
- (3) 情報発信者 : 県内市町村
- (4) 配信情報 : 県内の市町村長が住民に対して行った避難勧告及び指示情報
- (5) 利用者 : 放送事業者

3 運用開始日 : 平成18年6月20日(火) 10:00

4 システムを利用する放送事業者

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| ・ NHK福岡放送局 | ・ RKB毎日放送 | ・ 九州朝日放送 |
| ・ テレビ西日本 | ・ FBS福岡放送 | ・ TVQ九州放送 |
| ・ FM福岡 | ・ 九州国際エフエム | ・ エフエム九州 |

計 9社

5 システムの概要図

別紙「福岡県災害緊急自動配信システムの概要図」

福岡県災害緊急自動配信システムの概要図

災害発生

福岡県サーバ

電子メール・まもるくん

市町村から出された避難勧告・指示の
情報を自動的に放送事業者へ配信

(テレビ、ラジオなど)

〇〇市

台風〇号の大雨により
××地区では崖崩れの
恐れがあるため避難を
指示します。

△△町

台風〇号の接近により
□□地区に避難を勧告
します。

A放送事業者

災害情報として最前面
にポップアップ

各市町村から
の災害情報
を吟味。
各放送事業者
の自主的な判
断により放送。

Aチャンネル

〇〇市××地区に避難指示

画面上に、字幕により
災害情報を表示。
※地上デジタル放送画面
でも、同様の字幕放送を
行う。

B放送事業者

災害情報として最前面
にポップアップ

各市町村から
の災害情報
を吟味。
各放送事業者
の自主的な判
断により放送。

Bチャンネル

〇〇市××地区に避難指示
△△町□□地区に避難勧告

C放送事業者

災害情報として最前面
にポップアップ

各市町村から
の災害情報
を吟味。
各放送事業者
の自主的な判
断により放送。

ラジオ

「(音読)
〇〇市××地区では崖崩れ
の恐れがあるため、住
民の皆さんに、避難指示が
出されました。」

○福岡県災害救助法施行細則

昭和四十年八月三十一日

福岡県規則第四十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

(救助実施区域の告示)

第三条 知事は、法第二条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第二条の二第一項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第四条 市町村長（法第二条の二第一項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第十三条第二項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第四条の二 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

- 2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。
- 3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。
- 4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第五条 知事は、政令第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

- 2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第六条 省令第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 公用令書（様式第三号から様式第三号の四まで）
- 二 公用変更令書（様式第四号）
- 三 公用取消令書（様式第五号）

- 2 知事は、前項第一号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第六号）に、これを登録するものとする。
- 3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第七条 削除

（物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い）

第八条 省令第二条第三項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第七号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書）

第九条 省令第三条の規定により、損失補償請求書（様式第八号）の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第六条第二項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

（従事命令の場合の公用令書等）

第十条 省令第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 公用令書（様式第九号）
- 二 公用取消令書（様式第十号）

- 2 前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第十一号）に、これを登録するものとする。
- 3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

（協力命令の場合の様式等）

第十一条 法第八条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書（様式第十二号）を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

- 2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳（様式第十三号）に、これを登録するものとする。

第十二条 削除

（従事命令に従事できない場合の届出）

第十三条 省令第四条第二項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- 一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- 二 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

（実費弁償）

第十四条 知事は、政令第五条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

(実費弁償請求書の様式)

第十五条 省令第五条に規定する実費弁償請求書は、様式第十四号による。

(立入検査証)

第十六条 法第十条第三項において準用する法第六条第四項の規定により、当該職員が立入検査にあつて、携帯する証票は様式第十五号による。

第十七条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第十八条 省令第六条第一項の規定による扶助金支給申請書は様式第十八号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第六条第一項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第十条第二項の救助従事者台帳又は第十一条第二項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第十九条 知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第十九号により政令第十七条第一項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第二十条 法第三十条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第二十一条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後六十日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

一 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第二十一号及び第二十一号の二)

二 救助業務に要した経費算出内訳(様式第二十二号)

三 被害状況調(様式第二十四号)

四 災害救助費繰替支弁状況調(様式第二十五号)

五 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助

費繰替支弁金概算払請求書（様式第二十六号）を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書（様式第二十七号）に前項第二号から五号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第二十二条 削除

（救助事務費）

第二十三条 知事は、法第十八条第一項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

（災害救助基金台帳）

第二十四条 法第二十二条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳（様式第四十三号及び様式第四十四号）に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

（補則）

第二十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

（災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度等の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度（昭和二十九年四月福岡県告示第三百一号）

二 災害救助金の支給基礎額（昭和三十年七月福岡県告示第六百二十一号）

附 則（昭和四一年規則第四〇号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和四二年規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和四三年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則（昭和四三年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。ただし、別表一応急仮設住宅の供与の項（３）の改正規定は、昭和四十三年四月一日から同年七月二十二日までの間に設置された応急仮設住宅については、なお従前の例による。

附 則（昭和四四年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和四五年規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和

四十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和四六年規則第七一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和四七年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和四七年規則第七九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和四八年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十八年七月三十一日から適用する。

附 則（昭和四九年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十八年十月一日から適用する。

附 則（昭和四九年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和四九年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十九年十月一日から適用する。

附 則（昭和五〇年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則（昭和五一年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和五二年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和五四年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五五年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和五六年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和五七年規則第四六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。ただし、改正後の別表第一北筑前福祉救助班の項管轄区域の欄の規定は昭和五十六年四月一日から、同表福岡福祉救助班の項管轄区域の欄の規定（太宰府市に係る部分を除く。）は昭和五十七年五月十日から適用する。

附 則（昭和五八年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年規則第五八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和六〇年規則第五六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則（昭和六一年規則第六九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六二年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成二年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成

二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則（平成四年規則第六五号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則（平成六年規則第六九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成七年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則（平成一〇年規則第一九号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則（平成一〇年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則（平成一二年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則（平成一三年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則（平成一四年規則第四一号）
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当

分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成一四年規則第五一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則（平成一四年規則第六〇号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第四二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則別表第二の十の項及び十二の項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則（平成一七年規則第三号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一宗像救助班の項管轄区域の欄の改正規定（「宗像市」を「宗像市 福津市」に改める部分に限る。） 平成十七年一月二十四日
- 二 別表第一久留米救助班の項管轄区域の欄の改正規定 平成十七年三月二十日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十七年三月二十八日

附 則（平成一七年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則別表第二の二の項（５）及び九の項の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附 則（平成一八年規則第二号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一鞍手救助班の項の改正規定 平成十八年二月十一日
- 二 別表第一朝倉救助班の項の改正規定 平成十八年三月二十日
- 三 別表第一嘉穂救助班の項の改正規定 平成十八年三月二十七日

附 則（平成一八年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三八号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三九号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第五七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則（平成三〇年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。ただし、別表第一筑紫救助班の項管轄区域の欄の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条及び別表第一の改正規定は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第二五号）

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第二二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第四条の二関係）

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域(法第二条の二第一項に規定する救助実施市を除く。)
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潞郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

○福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

〔令和 2 年 3 月 31 日
福岡県告示第 344 号〕

一部改正令和 3 年 3 月 23 日福岡県告示第 354 号
一部改正令和 4 年 6 月 9 日福岡県告示第 633 号の 2
一部改正令和 5 年 4 月 24 日福岡県告示第 279 号の 2
一部改正令和 5 年 6 月 30 日福岡県告示第 460 号の 2
一部改正令和 6 年 4 月 3 日福岡県告示第 217 号の 2
一部改正令和 6 年 8 月 7 日福岡県告示第 501 号の 3
一部改正令和 7 年 3 月 21 日福岡県告示第 192 号
一部改正令和 7 年 4 月 16 日福岡県告示第 262 号の 2
一部改正令和 7 年 8 月 20 日福岡県告示第 504 号の 2

第 1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和 40 年福岡県規則第 44 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1 人 1 日当たり 360 円以内とする。

エ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 20 条の 6 第 1 号から第 5 号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

- (ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。
- (イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。
- (ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- (エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。
- (オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- (カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。
- (キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,390円以内とする。
- エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものと

する。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
冬季	10月～ 3月	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円

冬 季	10月～ 3月	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円
--------	------------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 福祉サービスの提供

- (1) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。
- (2) 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第3条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。
- (3) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。
 - ア 災害時要配慮者に関する情報の把握
 - イ 災害時要配慮者からの相談対応
 - ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
 - エ 災害時要配慮者の避難所への誘導
 - オ 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）
- (4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、(3)のアからエまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、(3)のオの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。
- (5) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

7 被災した住宅の応急修理

- (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。
 - イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。
 - ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
 - イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円
 - (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円
 - ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6箇月以内）に完了しなければならない。

8 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。
 - ア 生業費 1件当たり 30,000円
 - イ 就職支度費 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

9 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。
 - ア 教科書代
 - (ア) 小学校児童及び中学校生徒
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (イ) 高等学校等生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - イ 文房具及び通学用品費
 - 小学校児童 1人当たり 5,500円
 - 中学校生徒 1人当たり 5,800円
 - 高等学校等生徒 1人当たり 6,300円
- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

10 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。
 - ア 棺（付属品を含む。）
 - イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人232,200円、小人185,700円以内とする。
- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,700円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,900円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が143,900円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

14 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 福祉サービスの提供
- オ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- カ 死体の搜索
- キ 死体の処理
- ク 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第5号までに掲げる者

(1) 日当

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,000円以内
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、管理栄養士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,100円以内
- ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,300円以内
- エ 救急救命士 1人1日当たり 15,800円以内
- オ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900円以内
- カ 大工 1人1日当たり 27,400円以内
- キ 左官 1人1日当たり 27,200円以内
- ク とび職 1人1日当たり 27,600円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第4条第6号から第11号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

3 法第8条第4項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第1に定めるところにより行うものとする。

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金職員等雇上費
- (3) 旅費
- (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 通信運搬費
- (7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3千万円以下の部分	100分の10
3千万円を超え6千万円以下の部分	100分の9
6千万円を超え1億円以下の部分	100分の8
1億円を超え2億円以下の部分	100分の7
2億円を超え3億円以下の部分	100分の6
3億円を超え5億円以下の部分	100分の5
5億円を超える部分	100分の4

3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1に定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）

) の合計額をいう。

災害救助法（抜粋）

〔昭和二十二年十月十八日号外法律第百十八号〕

（目的）

第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（都道府県知事等の努力義務）

第三条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(繰替支弁)

第三十条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

災害救助法施行令（抜粋）

〔昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号〕

（災害の程度）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 死体の捜索及び処理
- 二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救助の程度、方法及び期間）

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

- 2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表第 1

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5, 000 人未満	3 0
5, 000 人以上 1 5, 000 人未満	4 0
1 5, 000 人以上 3 0, 000 人未満	5 0
3 0, 000 人以上 5 0, 000 人未満	6 0
5 0, 000 人以上 1 0 0, 000 人未満	8 0
1 0 0, 000 人以上 3 0 0, 000 人未満	1 0 0
3 0 0, 000 人以上	1 5 0

別表第 2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1, 000, 000 人未満	1, 000
1, 000, 000 人以上 2, 000, 000 人未満	1, 500
2, 000, 000 人以上 3, 000, 000 人未満	2, 000
3, 000, 000 人以上	2, 500

別表第 3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5, 000 人未満	1 5
5, 000 人以上 1 5, 000 人未満	2 0
1 5, 000 人以上 3 0, 000 人未満	2 5
3 0, 000 人以上 5 0, 000 人未満	3 0
5 0, 000 人以上 1 0 0, 000 人未満	4 0
1 0 0, 000 人以上 3 0 0, 000 人未満	5 0
3 0 0, 000 人以上	7 5

別表第 4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1, 000, 000 人未満	5, 000
1, 000, 000 人以上 2, 000, 000 人未満	7, 000
2, 000, 000 人以上 3, 000, 000 人未満	9, 000
3, 000, 000 人以上	1 2, 000

災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（抜粋）

〔平成二十五年十月一日号外内閣府令第六十八号〕

（令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情）

第一条 災害救助法施行令（以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

（令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準）

第二条 令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

指定避難所一覧（令和7年11月現在）

◆学校については屋内運動場を指定避難所としている。

◆表内「※1」は想定最大規模降雨時における御笠川洪水浸水想定区域内に位置することを示し、2階のみ避難可とする。

「※2」については、土砂災害警戒区域内に位置することを示し、土砂災害のおそれがある場合は、2階を使用する。

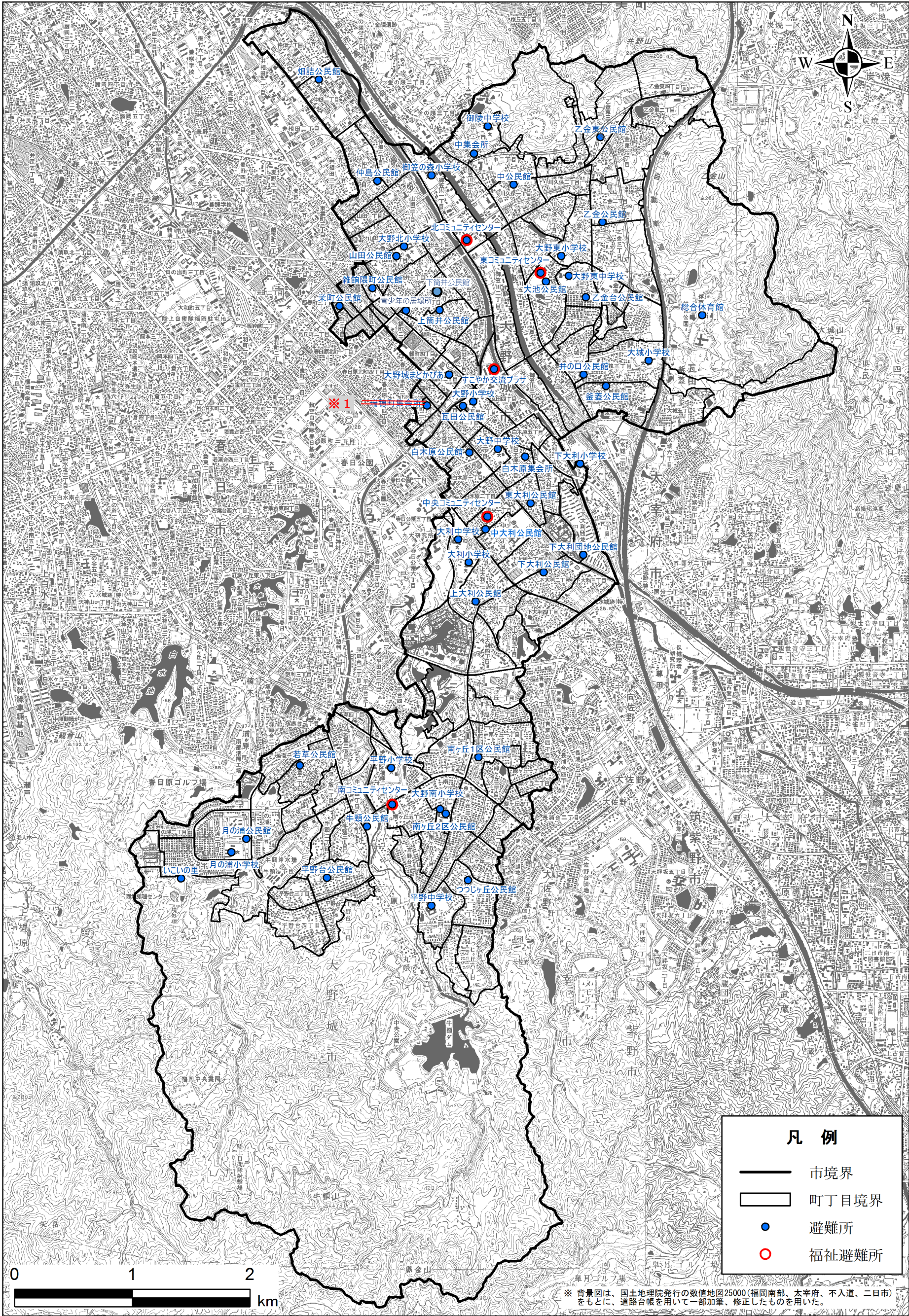
	名 称	所在地	収容可能 面積（㎡）	室数		収容可能人員 （人） 1人当り 3.0㎡	電話番号	災害種別					
				小 部 屋	屋 内 運 動 場 ホ ー ル			地震	洪水		内水		土砂災害
									L1	L2	L1	L2	
北地区コミュニティ	上筒井公民館	筒井 3-8-1	244.5	4	1	81	571-4116	○	○	1階 ×※1	○	○	○
										2階 ○			
	下筒井公民館	筒井 1-7-1	263.7	4	1	87	571-4115	○	○	1階 ×※1	○	1階 ×※1	○
										2階 ○		2階 ○	
	山田公民館	山田 4-13-17	225.9	3	1	75	571-4386	○	○	1階 ×※1	○	○	○
										2階 ○			
	雑餉隈町公民館	雑餉隈町 3-3-7	187.5	3	1	62	591-6074	○	○	○	○	○	○
	栄町公民館	栄町 1-1-11	161.0	3	1	53	572-8665	○	○	○	○	○	○
	仲島公民館	仲畑 4-21-1	205.2	3	1	68	572-1147	○	1階 ×※1	1階 ×※1	○	1階 ×※1	○
									2階 ○	2階 ○		2階 ○	
	畑詰公民館	仲畑 2-9-12	149.7	4	1	49	571-0460	○	1階 ×※1	1階 ×※1	○	○	○
									2階 ○	2階 ○			
北コミュニティセンター	御笠川 1-17-1	1,325.5	4	2	441	513-0099	○	○	1階 ×※1	1階 ×※1	1階 ×※1	○	
									2階 ○	2階 ○	2階 ○		
大野北小学校	山田 4-17-1	625.8	0	1	208	581-1501	○	1階 ×※1	1階 ×※1	1階 ×※1	1階 ×※1	○	
								2階 ○	2階 ○	2階 ○	2階 ○		
御笠の森小学校	御笠川 1-7-1	530.0	0	1	176	504-1431	○	1階 ×※1	1階 ×※1	1階 ×※1	1階 ×※1	○	
								2階 ○	2階 ○	2階 ○	2階 ○		
青少年の居場所	筒井 2-2-2	150.8	3	1	50	580-1811	○	○	1階 ×※1	○	1階 ×※1	○	
									2階 ○		2階 ○		

	名 称	所在地	収容可能 面積（㎡）	室数		収容可能人員 （人） 1人当り 3.0㎡	電話番号	災害種別					
				小部屋	屋内運動場 ホール			地震	洪水		内水		土砂災害
									L1	L2	L1	L2	
東地区 コミュニティ	釜蓋公民館	大城 4-9-5	238.0	4	1	79	503-0022	○	○	○	○	○	○
	井の口公民館	大城 1-25-1	180.9	3	2	60	503-5384	○	○	○	1階 ×※1	1階 ×※1	○
											2階 ○	2階 ○	
	中公民館	川久保 1-7-1	193.0	3	1	64	504-0258	○	○	○	○	○	○
	乙金公民館	乙金 2-5-18	268.9	5	1	89	504-1870	○	○	○	○	○	○
	乙金台公民館	乙金台 2-17-3	214.1	4	1	71	503-9793	○	○	○	○	○	○
	乙金東公民館	乙金東 3-5-43	160.0	2	1	53	503-8812	○	○	○	○	○	1階 ×※2
													2階 ○
	大池公民館	大池 2-2-2	226.2	4	1	75	504-1386	○	○	○	○	○	○
	中集会所	中 1-6-21	80.48	0	1	26	504-7321	○	○	○	○	○	○
	東コミュニティセンター	大池 2-2-1	1,427.5	6	2	475	504-1428	○	○	○	1階 ×※1	1階 ×※1	○
											2階 ○	2階 ○	
	大野東小学校	乙金 1-18-1	567.0	0	1	189	503-7160	○	○	○	1階 ×※1	1階 ×※1	○
											2階 ○	2階 ○	
大城小学校	大城 3-29-1	540.0	0	1	180	503-6332	○	○	○	1階 ×※1	1階 ×※1	○	
										2階 ○	2階 ○		
大野東中学校	乙金台 2-5-1	1,574.2	0	2	524	503-5101	○	○	○	○	○	○	
御陵中学校	中 1-20-1	1,616.6	0	2	538	503-2901	○	○	○	○	1階 ×※1	1階 ×※2	
											2階 ○	2階 ○	
総合体育館	大字乙金 618-12	2,192.9	3	3	731	503-0021	○	○	○	○	○	1階 ×※2 2階 ○	

	名 称	所在地	収容可能 面積 (㎡)	室数		収容可能人員 (人) 1人当り 3.0㎡	電話番号	災害種別					
				小 部 屋	屋 内 運 動 場 ホ ー ル			地震	洪水		内水		土砂災害
									L1	L2	L1	L2	
中央地区 コミュニ ティ	上大利公民館	上大利 2-18-1	268.5	3	1	91	596-4686	○	○	○	○	○	○
	下大利公民館	下大利 2-10-10	145.7	2	1	48	571-6367	○	○	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○
	東大利公民館	東大利 1-12-5	231.4	4	1	77	591-8943	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○	○	○
	下大利団地公民館	下大利団地 4-2	214.0	4	1	71	573-8440	○	1階 ×※1 2階 ○	1階 ×※1 2階 ○	○	1階 ×※1 2階 ○	○
	白木原公民館	白木原 1-5-5	315.0	5	1	105	571-4403	○	○	○	○	○	○
	瓦田公民館	瓦田 3-1-1	169.7	3	1	56	571-4453	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○	1階 ×※1 2階 ○	○
	中大利公民館	中央 1-2-15	153.28	2	1	51	571-4322	○	○	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○
	白木原集会所	白木原 4-5-26	144.8	2	1	48	584-3422	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○	○	○
	中央コミュニティーセンター	中央 1-5-1	1,304.4	4	2	434	573-3127	○	○	○	○	○	○
	大野小学校	瓦田 3-2-1	530.0	0	1	177	581-1027	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○	1階 ×※1 2階 ○	○
	大利小学校	上大利 1-7-1	513.0	0	1	171	596-3092	○	○	○	○	○	○
	下大利小学校	東大利 4-8-1	540.0	0	1	180	501-8722	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○	○	○
	大野中学校	白木原 3-11-1	1,410.8	0	2	470	581-0153	○	○	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○
	大利中学校	上大利 1-6-1	1,427.7	0	2	475	596-2911	○	○	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○
	大野城まどかぴあ	曙町 2-3-1	1,554.1	19	2	518	586-4000	○	○	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○
	すこやか交流プラザ	瓦田 4-2-1	795.6	9	1	265	501-2222	○	1階 ×※1 2階 ○	1階 ×※1 2階 ○	1階 ×※1 2階 ○	1階 ×※1 2階 ○	○

	名 称	所在地	収容可能面 積 (㎡)	室数		収容可能 人員(人) 1人当り 3.0㎡	電話番号	災害種別					
				小 部 屋	屋 内 ホ ー ル 運 動 場			地震	洪水		内水		土砂災害
									L1	L2	L1	L2	
南 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ	牛頸公民館	大字牛頸 1357-5	247.8	4	1	82	596-3513	○	○	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○
	平野台公民館	平野台 1-20-7	198.0	4	1	66	596-3539	○	○	○	○	1階 ×※1 2階 ○	
	月の浦公民館	月の浦 3-24-6	194.0	4	1	63	595-7147	○	○	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○
	南ケ丘1区公民館	南ケ丘 2-19-1	211.1	3	1	70	596-3108	○	○	○	○	1階 ×※1 2階 ○	
	南ケ丘2区公民館	南ケ丘 4-17-1	233.3	4	1	77	596-3501	○	○	○	○	○	○
	つつじヶ丘公民館	つつじヶ丘3-1-30	162.0	3	1	54	596-0027	○	○	○	○	○	○
	若草公民館	若草 2-6-23	255.8	3	1	85	596-0065	○	○	○	○	1階 ×※1 2階 ○	○
	いこいの里	大字牛頸 2472-62	159.9	5	1	53	596-3455	○	○	○	○	○	
	南コミュニティセンター	南ケ丘 5-9-1	1,361.5	7	2	453	596-0686	○	○	○	1階 ×※1 2階 ○	1階 ×※1 2階 ○	○
	大野南小学校	南ケ丘 4-18-1	495.0	0	1	165	596-1223	○	○	○	○	○	
	平野小学校	横峰 2-4-1	559.1	0	1	186	596-5711	○	○	○	○	○	○
	月の浦小学校	月の浦 3-22-1	518.7	0	1	172	595-6776	○	○	○	○	○	○
	平野中学校	つつじヶ丘 4-1-1	1,410.0	0	2	470	596-6501	○	○	○	○	○	○

■避難所位置図



※1 瑞穂町集会所は、12月1日をもって廃止

福祉避難所選定基準

■福祉避難所として利用可能な施設と留意点

利用可能施設	選定にあたっての留意点
老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設等）、障害者支援施設等の施設（公共・民間）、保健センター	・ 社会福祉施設のうち、入所施設については、物資・器材、人材が整っているため、災害時において福祉避難所として機能することが可能であるが、福祉避難所として要配慮者を受け入れることによって、本来の入所者の処遇に何らかの支障を来す可能性もある。 ・ デイサービスセンター等通所施設についても、災害時において福祉避難所として機能することが可能であるが、時間経過に伴って復旧・復興が進むと、本来の機能に戻さなければならず、避難が長期化するような場合には、当該施設本来の機能に何らかの支障を来す可能性もある。
指定避難所（小・中学校、公民館等）	・ 小・中学校や公民館等の場合は、器材の準備や人材の確保などで立ち上げに時間がかかってしまうという短所がある。
宿泊施設（公共・民間）	・ 宿泊施設の場合についても、宿泊機能は既に確保されているものの、福祉サービスを提供する人材の確保・派遣に何らかの支障を来す可能性もある。

■福祉避難所の指定の要件

着眼点	指定の要件
施設自体の安全性	・ 原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。 ・ 原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。 ・ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。 ・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
施設内の安全性	・ 原則として、バリアフリー化されていること。 ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資器材の備蓄を図ることを前提とすること。
避難スペースの有無	・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保できること。

参考：福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成 20 年 6 月）厚生労働省

福祉避難所一覧

(令和 5 年 12 月現在)

名 称	所 在	収容スペース				部屋数	
		1 階	2 階	3 階	合計	小部屋	ホール
北コミュニティセンター	御笠川 1-17-1	1115.0	210.5	—	1325.5	4	2
東コミュニティセンター	大池 2-2-1	1150.0	277.5	—	1427.5	5	2
中央コミュニティセンター	中央 1-5-1	1112.5	191.9	—	1304.4	4	2
南コミュニティセンター	南ヶ丘 5-9-1	1085.9	275.6	—	1361.5	7	2
すこやか交流プラザ	瓦田 4-2-1	—	300.5	495.1	795.6	9	1

協定福祉避難所一覧

(平成 27 年 12 月現在)

＜本市における福祉避難所指定の考え方＞

- ① 各コミュニティセンター及びすこやか交流プラザの施設の一部を避難している災害時要配慮者の状況により福祉避難所として開設する。
- ② 市内社会福祉施設と協定の締結を推進し、福祉避難所の拡充を図る。

【公共施設】

名称	項目	内容
福岡県職員研修所 福岡県市町村職員研修所	所在地	大野城市大字乙金 8 番 1
	協定年月	平成 25 年 2 月
	協定先	福岡県職員研修所 福岡県自治振興組合
	指定承諾箇所	宿泊棟宿泊室 264 名分他 (県 146 人・市町村 118 人)

【協定社会福祉施設】

名称	所在地	電話番号	申請（開設）者	協定年月
特別養護老人ホーム 悠生園	中 2-5-5	504-1000	社会福祉法人悠生会	平成 25 年 12 月
介護老人保健施設 くすの郷	乙金東 2-17-3	504-2555	医療法人同仁会	平成 25 年 12 月
介護老人保健施設 カトレア	南大利 2-7-1	595-6101	特定医療法人社団三光会	平成 25 年 12 月
ラ・ナシカ おとがな	乙金 1-4-3	503-1177	株式会社シダー	平成 25 年 12 月
のいえ大野城南	牛頸 4-5-3	589-1820	株式会社のいえ	平成 25 年 12 月
有料老人ホーム 木もれ日の館	東大利 3-11-22	593-2300	株式会社裕生堂	平成 25 年 12 月
グループホーム 陽だまり倶楽部東大利	東大利 3-11-28	589-5678		平成 25 年 12 月
グループホーム 陽だまり倶楽部	南ヶ丘 2-1-12	596-5000		平成 25 年 12 月
ヒューマンライフケア 大野城の宿	中 3-1-37	504-7880	ヒューマンライフケア 株式会社	平成 25 年 12 月
グループホーム 宝満ラポール 大野城	仲畑 4-19-10	558-9558	社会福祉法人宝満福祉会	平成 25 年 12 月
グループホーム 我楽	乙金台 1-11-31	504-0831	株式会社データベース	平成 25 年 12 月
グループホーム さわやかテラス大野城中央	中央 2-5-19	501-0352	株式会社 ウェルフェアネット	平成 25 年 12 月
グループホーム さわやかテラス大野城	牛頸 4-5-29	513-7511		平成 25 年 12 月
障害者支援施設まどか園	大字瓦田 127-48	504-6537	社会福祉法人慶和会	平成 27 年 1 月
はまゆうワークセンター 大野城	大城 5-28-3	513-0337	社会福祉法人さつき会	平成 27 年 1 月
パルテールはまゆう	大城 5-28-9			平成 27 年 1 月
グループホーム オリーブ	筒井 1-17-29	585-3020	社会福祉法人仁風会	平成 27 年 12 月

■備蓄品一覧：山田多目的倉庫（大野城市山田）

大野城市備蓄品	
資機材名	数量
瓦田浄水場	4,500個
水（2ℓ）5年保存	2,088ℓ
アルファ化米	394袋
米（1袋5kg）	230kg
アレルギー対策レトルト食品	200袋
レトルト（ハンバーグ）	394食
レトルト（筑前煮）	578食
レトルト（サバ）	585食
パン（チョコレート）	524袋
パン（ブルーベリー）	556袋
パン（ミルクブレッド）	480袋
保存用パン（7年保存）	440袋
栄養補給食品（顆粒）	0包
哺乳瓶 250ml	15本
哺乳瓶 250ml（使い捨て）	48本
液体ミルク（缶） 240ml	0缶
アレルギー対策粉ミルク800g	4缶
毛布	3,610枚
やかん 8ℓ	10個
やかん 2ℓ	12個
折り畳み式ポリタンク 20ℓ	74個
ポリタンク 20ℓ	25個
給水袋 6ℓ	8,057枚
折り畳みコンテナ	13個
ランタンライト	158個
懐中電灯	99本
ラジオ	30個
救急セット	38セット
タオル	4,843枚
折り畳み式アルミマット	404枚

大野城市備蓄品	
資機材名	数量
ロール式アルミマット	347枚
ペーパータオル（1束200枚）	300束
紙コップ	20,060個
紙皿	10,630枚
紙ボウル	3,250枚
割り箸	76,325膳
使い捨てスプーン	3,875本
大人用紙おむつ（M）	1,028枚
大人用紙おむつ（L）	396枚
幼児用紙オムツ（M）	1,134枚
幼児用紙オムツ（L）	776枚
生理用品	2,328枚
マスク（大人用）	1,550枚
マスク（子ども用）	770枚
歯ブラシ	1,900袋
軍手	563双
トラロープ	7巻
発電機	5機
簡易ベッド（LOGOS）	16個
簡易ベッド（折りたたみ）	15個
パーテーション	96組
プライバシールーム	17張
簡易トイレ（身障者用）	3機
簡易トイレ（災害用簡易）	20機
簡易トイレ（ダンボール製）	17機
簡易トイレ（2層式水洗）	10機
簡易トイレ（現場トイレ）	3機
簡易トイレ（処理バック）	24,800個
トイレ用テント	34張
コードリール	5個

大野城市備蓄品	
資機材名	数量
炊き出し用かまどセット	6台
ガス炊飯器（5升）	3台
大鍋	2個
しゃもじ	5個
雪平鍋	10個
両手鍋	5個
おたま	10個
おたま（穴あき）	5個
菜ばし	5組
カセットコンロ	36台
カセットボンベ	244本
リヤカー	6台
布担架	5台
一輪車（ネコ）	2台
カーバッテリー充電器	1台
電池（単1）	1,100個
電池（単2）	851個
電池（単3）	410個
電池（単4）	320個
アイマット	38個
段ボールベッド	5個
鎌	8個
ナタ	3個
パレット	7個
ビニールカーテン	25枚
ビニールロール	2箱
浄水器	15個
赤十字タオルセット	80セット
プランター	12個
ブルーシート 3.6*3.6	45枚

令和7年12月現在

大野城市備蓄品	
資機材名	数量
ブルーシート 3.6*5.4	173枚
ブルーシート 5.4*5.4	94枚
ブルーシート 5.4*5.4（オレンジ）	4枚
ブルーシート7.2*9	1枚
ブルーシート10*10	42枚
土のう袋	4,200枚
ハザードマップ（L1・L2）	3,000枚
ゴミ袋（可燃）	700枚
ゴミ袋（ビン・缶）	2,390枚
ゴミ袋（ペットボトル・白色トレイ）	1,370枚
防災訓練用 倒壊家屋	1セット
ボンベ運搬車	1台

福岡県の備蓄状況（食料・生活必需品・医薬品）

1 食糧（福祉総務課）

平成7年6月、県内9業者と締結した食料供給協力協定等により、災害時における供給に備える。

品 目	供給可能食数	供給業者
おにぎり	20,000	4
パン	339,000	5
弁当	2,000	1
飲料水	11,240	4
お茶、ジュース類	20,560	3
カップ麺類、レトルト食品、 栄養補助食品	16,000	2
ソフトパン	43,240	県備蓄
おかゆ	3,810	県備蓄
副食缶詰	47,008	県備蓄

※供給可能食数は、災害発生のタイミング等により変動する

2 生活必需品等

（1）福祉総務課

県消防学校ほか6拠点に以下の災害救助物資を備蓄している。

品 目	数 量	品 目	数 量
毛布	5,072枚	紙おむつ（小児用）	6,060枚
タオル	14,000枚	紙おむつ（大人用）	5,568枚
ジャージ	4,700組	尿取りパッド	5,760個
下着	4,700組	生理用品	22,200枚
給水袋	15,700枚	簡易トイレ（便袋）	25,000枚
食器セット	15,789セット	ブルーシート	1,910枚
缶切り	3,000個		

（2）防災企画課 令和4年11月11日現在

品 目	数 量	品 目	数 量
仮設トイレ	70台	介護ベッド	2台
簡易トイレ（大）	60台	浄水器	1台
簡易トイレ（小）	60台	マスク	141,000枚
発電機	60台	消毒液	1,900リットル
投光器	60台	体温計（非接触型）	940台
エアテント	6台	ダスター	22,400枚
パーテーション（屋根有）	182台	使い捨て手袋	45,000枚
パーテーション（屋根無）	60台	感染防護服	5,600枚
段ボールベッド	82台	フェイスシールド	2,000枚

3 医薬品等（薬務課）

【緊急医薬品等セット概要 2万人分の内容】

区 分	品 名	備蓄方法	品目数		備蓄先
診療創傷 セット	縫合糸、縫合針、手術用手袋等	流通	4	5 6	医療機器 協会会員
	血圧計、携帯型心電計、聴診器 外科尖刀、止血紺子、紺子立等	保管	5 2		
蘇生気管 セット	口腔吸引チューブ、 気管切開チューブ等	流通	6	2 3	医療機器 協会会員
	手動式蘇生器、自動蘇生器等 鼻鏡、咽頭鏡等	保管	1 7		
衛生材料 セット	滅菌ガーゼ、注射器、包帯等	流通	1 4	2 1	医薬品卸業
	皮膚用鉛筆、石鹸等	保管	7		
事務用品 セット	筆記用具等	保管	3 2	3 2	
医薬品	抗生物質、消毒剤、解熱鎮痛剤等	流通	7 2	7 2	
合 計			2 0 4		